

富田デイサービスセンター

指定通所介護・介護保険法に基づく第1号通所事業運営規程(介護予防通所介護相当サービス)

(目的)

- 第1条 この規程は、富田ケアセンター有限公司（＝開設者）が設置運営する富田デイサービスセンター通所介護事業所及び介護保険法に基づく第1号通所事業所(介護予防通所介護相当サービス)（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
2. 事業所の介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
3. 通所介護事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業所は、自らその提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称)

- 第3条 事業所の名称は次のとおりとする。
- 富田デイサービスセンター

(事業所の所在地)

- 第4条 本事業の所在地は次のとおりとする。
- 岡山県倉敷市玉島道口2754番地1

(事業主体)

事業の実施主体は、富田ケアセンター有限公司とする。

(従業員の職種員数及び職務の内容)

- 第5条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上(常勤)

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連帯において必要な役割を果たす。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(4) 介護職員 13名以上

介護職員は通所介護の提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、的確な介護を行う。

(5) 機能訓練指導員(理学療法士等) 2名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。

(6) 管理栄養士 1名以上

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月・火・水・木・金・土曜日

祝日は営業／年末年始休み 12月30日～1月3日

(2) 営業時間 8時00分～17時00分

(3) サービス提供時間 9時15分～16時20分

(利用定員)

第7条 1日に通所介護サービスを提供する定員は75名とする。

食堂及び機能訓練室の合計面積(226, 239㎡)

(通所介護の内容)

第8条 通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

日常生活動作の能力に応じて、必要な介助を行う。

ア. 排泄の介助

イ. 移動の介助

ウ. 養護(休養)

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。(個別計画作成・実施・記録・評価)

ア. 日常生活動作に関する訓練

イ. レクリエーション

ウ. グループワーク

エ. 行動的活動

オ. 体操

カ. 趣味活動

(4) 口腔機能向上サービス

口腔機能が低下している又はその恐れのある利用者に対し、当該利用者の口腔機能向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施する口腔機能向上サービスを行う。

(5) 若年性認知症ケア

初老期における認知症利用者のケアを行う。

(6) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。又、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

(7) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

また、利用者の居宅の状況に近い環境で入浴サービスを提供する。

※入浴形態

ア. 一般浴槽による入浴

イ. 特殊浴槽による入浴

※介助の種類(必要に応じて行う)

ア. 衣類着脱

イ. 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ. その他必要な介助

(8) 食事サービス

ア. 準備

イ. 後始末の介助

ウ. 食事摂取の介助

エ. その他必要な食事の介助

オ. 調理

カ．昼食・おやつ

(9) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

ア．日常生活動作に関する訓練の相談・助言

イ．福祉用具の利用法の相談・助言

ウ．住宅改修に関する情報提供

エ．家族介護者教室の開催

オ．その他必要な相談・助言

(内容及びサービス計画の作成等)

第9条 通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)の開始にあたっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、運営規程の概要、重要事項説明書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者またはその家族の同意を得る。

2. 通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画及び介護保険法に基づく第1号通所事業計画を作成する。
3. 通所介護計画及び介護保険法に基づく第1号通所事業計画の作成・変更の際には利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得て交付する。
4. 利用者に対し、通所介護計画及び介護保険法に基づく第1号通所事業計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、継続的なサービスの管理・評価を行う。

(通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)の利用料)

第10条 通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)を提供した場合の利用料の額は、倉敷市で定める額又は各市町村が定める基準によるものとし、また当該通所介護が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

2. 次に掲げる項目については、別の料金の支払いを受ける。
 - ア．食費(おやつを含む) 一日につき650円
 - イ．おむつ代 実費
 - ウ．前各号を掲げるものの他、通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)で提供されるサービスの内容を、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と

認められる費用として実費を徴収する。

3. 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。又併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受ける。

利用者の支払いは、現金又は銀行口座又は郵便振替により、指定期日までに受ける。

（通常の事業の実施地域）

第 1 1 条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

倉敷市、浅口市、里庄町、矢掛町

（サービスの提供記録の記載）

第 1 2 条 通所介護及び介護保険法に基づく第 1 号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）を提供した際には、その提供日及び内容、当該通所介護及び介護保険法に基づく第 1 号通所事業所（介護予防通所介護相当サービス）について利用者にかかわって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（秘密保持）

第 1 3 条 本事業の従業員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。従業員であった者が、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

（苦情処理）

第 1 4 条 提供した通所介護及び介護保険法に基づく第 1 号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応及び損害賠償）

第 1 5 条 利用者に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者又はその家族等に連絡すると共に必要な措置を講じる。

2. 利用者に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（感染症の予防及び蔓延の防止のための措置・衛生管理等）

第 1 6 条

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水につい

て、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、事業所において感染症が発生し、または蔓延のしないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

ア. 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

イ. 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。

ウ. 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（緊急時における対応方法）

第17条 通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医あるいは協力機関に連絡し、適切な措置を講じる。

（非常災害対策）

第18条 通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の提供中に天災その他災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。又管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連帯方法を確認し、災害には、避難等の指揮をとる。

2. 事業所は非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火器・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

3. 事業所は、前項に規定する訓練にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（サービス利用についての留意事項・ハラスメント）

第19条 利用者は次のとおり、利用時に留意するものとする。

（1）利用時に健康について異常があれば申し出ること。

（2）利用者同士喧嘩等、他に迷惑になる行為をしないこと。

（3）利用者の私的な営業活動をしないこと。

（4）当事業所の職員や他の利用者に対し、身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）、精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）は安心して働ける労働環境と安全確保のため許容しません。

（記録の整備）

第20条 記録は完結の日から起算して5年間保存するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第21条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回以上）
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 虐待防止対策委員会の設置

ア．利用者の人権を擁護し、施設内の虐待防止を図る為、虐待防止対策委員会を設置する。虐待防止対策委員会は、法人本部、次長、課長、各事業所の管理者、相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達管理責任者その他必要とされる者から構成する。

イ．委員会は、年2回以上、身体拘束等適正化委員会と併せて開催し、各事業所における利用者やサービス提供などの実態に即した検証を行う。

① 虐待防止のための体制づくり

虐待防止の研修、マニュアルの周知や虐待防止チェックリストの作成を行う

② 虐待防止チェックリストとモニタリング

次の報告を受けて、どのような対策を講じるか協議する。

・虐待防止チェックリストにより各職員が自己点検した結果や現場で抱えている課題の報告

・利用者や家族からの苦情相談や職員のストレスマネジメントの状況についての報告

③ 利用者一人ひとりの特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを分析し、そのリスクを除くため対策を検討する。

④ 身体拘束の必要性について検討を行い、身体拘束の要否を判断するとともに、解消に向けて検討していく。

⑤ 虐待（不適切な対応事案）発生後の検証と再発防止策の検討、虐待やその疑いが生じた場合、行政の事実確認を踏まえて、施設としても事案を検証の上、再発防止策を検討し実行に移すものとする。

ウ．委員会の審議事項は次のとおりとする。

⑥ 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。

⑦ 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。

⑧ 従業員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。

⑨ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること。

⑩ 虐待が発生した場合に、その対応に関すること。

⑪ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

(身体拘束の禁止)

第22条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2. 事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3. 事業所は身体拘束等の適正化を図る為、次にあげる措置を講ずる。

ア. 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

イ. 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

ウ. 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施（年1回以上）

(職場環境の確保)

第23条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就労環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする

2. 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(掲示)

第25条 事業所は、当事業所見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を書面掲示することに加え、ホームページや情報公開ケアシステム等のインターネット上で情報の閲覧ができるよう掲載・公表する。

(その他運営についての留意事項)

第26条 従業者等の資質の向上を図るために、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用研修 採用後1カ月以内
- (2) 階層研修 随時
- (3) 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又はご家族から求められた場合は、これを提示する。
- (4) 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿は整備する。
- (5) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び倉敷市条例等に定めるところによるものとする。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

この規程は、平成16年6月17日から施行する。

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

この規程は、平成２９年１２月１日から施行する。

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

この規程は、令和１年１０月１日から施行する。

この規程は、令和２年１月１０日から施行する。

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

この規程は、令和６年４月１日から施行する。